

秋田県農用地等集団化事業実施要領の一部改正（新旧対照表）

改 正 後	現 行
秋田県農用地等集団化事業実施要領 第1～6条 略 （その他） 第7条 <u>第2条(2)の事業を農地中間管理機構関連農地整備事業で実施する場合、市町村は、同事業の趣旨に鑑み、原則として農業者の費用負担が発生しないようにするものとする。</u> 2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。 附 則（令和5年3月13日 整－2561） この要領は令和5年3月13日から施行する。 附 則（令和6年3月13日 整－2221） この要領は令和6年4月1日から施行する。 <u>附 則（令和6年12月23日 整－1736）</u> <u>この要領は令和7年4月1日から施行する。</u>	秋田県農用地等集団化事業実施要領 第1～6条 略 （その他） 第7条 <u>（追加）</u> ____この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。 附 則（令和5年3月13日 整－2561） この要領は令和5年3月13日から施行する。 附 則（令和6年3月13日 整－2221） この要領は令和6年4月1日から施行する。 <u>（追加）</u>